

習志野市教育委員会会議録
(平成22年第11回定例会)

- 1 期 日 平成22年11月24日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後5時00分
- 2 出席委員
- | | | |
|------|---------|--|
| 委員 長 | 青 木 克 己 | |
| 委 員 | 星 野 龍 子 | |
| 委 員 | 澤 村 洋 子 | |
| 委 員 | 鈴 木 大 地 | |
| 委 員 | 植 松 榮 人 | |
- 3 出席職員
- | | | |
|------------|-----------|--|
| 教育総務部長 | 柴 崎 一 雄 | |
| 学校教育部長 | 押 田 俊 介 | |
| 生涯学習部長 | 藤 田 勉 | |
| 教育総務部参事 | 若 林 一 敏 | |
| 学校教育部参事 | 諏 訪 晴 信 | |
| 学校教育部参事 | 井 上 隆 夫 | |
| 学校教育部参事 | 染 谷 昭 子 | |
| 学校教育部参事 | 木 原 誠 | |
| 生涯学習部次長 | 早 瀬 登 美 雄 | |
| 生涯学習部副技監 | 及 川 隆 志 | |
| 生涯学習部副参事 | 井 澤 元 行 | |
| 企画管理課長 | 飯 島 稔 | |
| 施設課長 | 飯 塚 和 夫 | |
| 学校教育課長 | 江 口 和 夫 | |
| 指導課長 | 辻 利 信 | |
| 総合教育センター所長 | 大 野 博 之 | |
| 社会教育課長 | 星 昌 幸 | |
| 生涯スポーツ課長 | 松 岡 秀 善 | |
| 青少年課長 | 寄 主 義 之 | |
| 青少年センター所長 | 田久保 正 彦 | |
| 菊田公民館長 | 岡 野 布 治 平 | |
| 教育総務部主幹 | 牧 野 岳 彦 | |
| 教育総務部主幹 | 本 城 利 恵 子 | |
| 教育総務部主幹 | 宮 崎 雅 博 | |
| 教育総務部主幹 | 江 口 浩 雄 | |
| 学校教育部主幹 | 江 川 陽 史 | |
| 学校教育部主幹 | 鈴 木 博 | |
| 学校教育部主幹 | 土 屋 美 恵 子 | |
| 生涯学習部主幹 | 浅野目 俊 紀 | |
| 生涯学習部主幹 | 関 文 雄 | |

4 会議内容

委員長が

平成22年習志野市教育委員会第11回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)、議案第46号及び協議第1号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

協議第1号の非公開部分の会議録については、市長から議会への提案後に公開とすることについて諮り、全員異議なく決定された。

委員長が

本日の日程について、報告事項(1)、議案第46号及び協議第1号を公開の協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成22年第10回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

議案第47号 平成22年度末及び平成23年度習志野市立小学校及び中学校教職員 人事異動方針の制定について (学校教育課)

学校教育課長が

平成22年度末及び平成23年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動を適正円滑に実施するため、県教育委員会の異動方針に基づき、本市教育委員会として異動方針を定めようとするものである、と概要を説明

委員が

強力な配置換えを行う者として、同一の学校に永年勤続する者とあるが、永年勤続とは何年ぐらいを指すのか。また、同じく配置換えを行う者として、学校の配当定数、教科担当者数の調整上必要のある者とあるが、配当定数とはどれくらいか。そして、管理職への登用及び降任について、希望により降任を認めるとあるが、どのようなことか、と質問

学校教育課長が

永年勤続する者とは原則7年間である。新規採用教職員については5年間である。次に学校の配当定数については、校長、教頭、そして教員は、小学校については学級数等に応じて、中学校については各教科と生徒数の兼合いに応じて決定する。また、管理職の降任については、本人の希望により認めるということである、と回答

学校教育部長が

学校の配当定数として他に、養護教諭、事務職員、増置教員がいる、と回答

委員が

幼稚園の人事異動方針には配置換えを5年以内と具体的に記載しているが、小中学校の人事方針では永年勤続と記載したのはなぜか、と質問

学校教育課長が

校内事情により例外があるため、具体的には記載していない、と回答

委員が

では、幼稚園の人事異動方針に、具体的な数字を記載しているのはなぜか、と質問

学校教育部主幹が

原則として記載している、と回答

委員が

教員の年齢層は配置を行う時に考慮されるのか、と質問

学校教育課長が

考慮して平等に配置するようにしている、と回答

委員が

千葉県的人事異動方針には再任用制度についても言及しているが、習志野市の新規採用教職員の採用状況というのは、どのようになっているのか、と質問

学校教育課長が

今年度は、49名を採用している。来年度も同数程度採用する予定である。なお、再任用については短時間勤務の希望が多いため、新規採用教員に対する指導教員としての立場で配置している、と回答

委員が

障害者については、障害の内容や程度に十分配慮しながら、積極的な配置に努めるとあるが、内容や程度とはどれくらいか、また、人数はどのくらいか、と質問

学校教育課長が

指導に支障をきたさない程度ということである。また、人数は2名である、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第48号 平成22年度末及び平成23年度習志野市立幼稚園及び子ども園教職員
人事異動方針の制定について** (学校教育課)

学校教育部主幹が

平成22年度末及び平成23年度習志野市立幼稚園及び子ども園教職員人事異動を適正円滑に実施するため、本市教育委員会として異動方針を定めようとするものである。基本的な考え方は、小中学校教職員人事異動方針に準じるものであるが、幼稚園の特徴としては、本市の重要施策である子ども園構想の推進にあたり、本市が目指す幼保で一元化された保育内容の一層の充実を図るため、幼稚園、保育所の垣根を取り払い、保育所との人事交流を積極的に図ることを異動方針の軸としている、と概要を説明

委員が

年齢にとらわれず管理と指導に優れた適格者の管理職登用に努めるとあるが、あえて年齢にとらわれずと記載したのはなぜか、と質問

学校教育部主幹が

若い職員でも実力があれば、積極的に管理職へ登用するという意味である、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第48号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成22年12月21日(火)午後3時に決定された。

<報告事項(1)、議案第46号及び協議第1号は非公開>

**報告事項(1) 平成22年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の
授与について** (企画管理課)

企画管理課長が

平成22年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について概要を報告

報告事項(2)は了承された。

議案第46号 平成22年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について (企画管理課)

企画管理課長が

平成22年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について概要を説明

採決の結果、議案第46号は原案どおり可決された。

協議第1号 平成23年度教育費当初予算について

(企画管理課)

企画管理課長が

今回、協議する事項は、11月1日付けで示された市長の予算編成方針に基づき、教育委員会として予算編成作業を行うにあたり、平成23年度に新たに実施しようとする事業や施設の老朽化等の改善に係る事業、その他平成23年度に事業の見直しなど検討している臨時的・政策的な事業について、意見を伺おうとするものである。

平成23年度の予算編成は、市長の予算編成方針にあるとおり、歳入面では根幹である市税収入の更なる減収が避けられない見込みである。歳出面では、生活保護費、子育て支援などの扶助費の増加傾向、今後の公共施設の老朽化対策として、施設、設備の更新、改修に係る経費についても大幅な増加となる見込みであり、平成22年度に引き続き厳しい状況である。また、予算編成については、経常的な事業に係る予算については配当方式により、各部で予算編成を行い、平成23年度に臨時的・政策的な事業として予算化しようとする経費については、市長事務部局において1件査定方式で、事業精査され予算化されることとなっている。このような中、教育委員会としても経費削減など歳出面の見直しを図ることも視野に教育基本計画、教育に関する事務の管理・執行状況の点検・評価との整合性を考慮し、順序化、重点化を図り予算編成に臨んでいく。

なお、今回の協議については、今後、市長に対し予算の申し入れを行うにあたり、事前に意見を伺うもので、本日いただいた意見を改めて精査し、臨時的・政策的な事業のほか経常的な事業を含め、12月定例教育委員会会議にて、平成23年度教育費当初予算案として、改めてご審議いただき、その後市長に申し入れを行う予定である。

事業の概要については、学校安全推進事業、津田沼小学校全面改築事業、小学校普通教室室内扇風機設置事業、幼稚園整備事業、(仮称)大久保地区パートナーシップ施設整備事業、公民館耐震改修事業等について、見直し等を検討している事業については、英語指導助手招聘事業、科学教育運営事業、生涯学習推進事業等について概要を説明

委員が

学校安全推進事業の学校安全パトロールについてであるが、各学校との連携は取れているのか、実施内容と経過を教えてください。また、地域ボランティアやPTAが行っているパトロールと異なる点はあるのか、と質問

企画管理課長が

この事業は平成21年11月から国の緊急雇用創出事業に伴い実施しているもので、全額国庫補助金で賄われ、平成23年度が最終年度となっている。学校との連携については、1日1回は各学校に立ち寄って、報告や確認を行うこととなっている。また、大きな事案があれば、教育委員会又は委託先に連絡をするようにしている。地域ボランティア等との相違点としては、パトロールするルートが異なったり、継続的に毎日パトロールを行っている点などである、と回答

委員が

各学校と連携を密にとって、パトロールを実益のあるものとしてほしい、と要望

委員が

学校安全推進事業で、パトロールの他に行う草刈り等環境整備とは何か、また、中学校音楽室冷暖房機設置事業とあるが、学校に設置する冷暖房機の設置順序というのはあるのか、と質問

企画管理課長が

草刈り等環境整備は23年度から新たに加えた事業内容で、学校の校庭等の見晴らしをよくし、不審者侵入の抑止力を高めてほしいという学校からの要望に対応したものである、と回答

施設課長が

音楽室については、夏休みの部活動への対応と窓を開けて練習することから、騒音問題を考慮し、各学校に計画的に設置していきたいと考えている。また、普通教室については、急務である耐震補強工事及び老朽化対策の大規模改造工事の安全対策事業を、最優先課題として実施していることから、今後の検討課題としている、と回答

委員が

学校安全推進事業については、教育のクオリティを高めるようなことに対応したらどうか、と質問

企画管理課長が

国の緊急雇用創出事業を活用する中で、失業者に対して就業機会を創出、提供することを主の目的として取り組んでいるため、このような事業内容となっている、と回答

委員が

財源内訳のところ、一般財源と特定財源とあるが、どのようなものか、と質問

教育総務部長が

一般財源は税込等を財源とする場合、特定財源は国、県の補助金、起債等を財源とする場合である、と回答

委員が

振り分け方はどのように決めるのか、と質問

教育総務部長が

国や県から補助対象事業及び補助率などは決められていて、そのルールに則って財源を計算する、と回答

委員が

小学校施設管理事業などで特殊建築物の定期検査と記載されているが、これはどのような建物か、と質問

施設課長が

小学校や中学校の校舎等の大きい建物は特殊建築物とされ、建築基準法で1年に1回調査して、結果を報告することが義務づけられている、と回答

委員が

小学校施設改善事業などで、緊急対応工事というのが入っているが、どのような内容か、と質問

教育総務部長が

新しい年度が始まって学校運営する中で、緊急を要する案件が発生した時に対応するためのものである、と回答

委員が

同じく小学校施設改善事業の事業内容のところ、例えば、袖ヶ浦西小学校音楽室建具工事他14件とあるのは、その小学校で他に工事が必要なのか、それとも、他の小学校の工事を指しているのか。また、中学校施設改善事業の中にあるキュービクル改修とあるのは何か、と質問

施設課長が

他の小学校の工事である。また、キュービクルというのは、変電所から供給される高い電圧の電力を、学校で使用できる低い電圧に変圧する設備であって、それが老朽化しているため交換する工事である、と回答

委員が

弓道場整備事業の中で、安全・安心な学校づくり交付金とあるが、交付金の内容は、と質問

教育総務部主幹が

施設整備事業の改修等に対する文部科学省からの補助金が1つにまとめられ、安全・安心な学校づくり交付金とされたものである、と回答

委員が

幼稚園運営費の中で幼稚園第三者評価事業とあるが、もう少し詳しく内容を教えてほしい、と質問

学校教育部主幹が

県によって指定された第三者評価機関から評価を受審することにより、あらためて幼稚園の姿を見つめ直したり、教師の気づきを促したりして、本市の保育・教育の向上を図ることを目的に実施するものである、と回答

委員が

県内にそのような機関は、どれくらいあるのか、質問

学校教育部主幹が

15か所くらいある。保護者にアンケートを取ったり、幼稚園の一日の流れを観察しながら評価をしていく、と回答

委員が

放課後児童会施設整備事業は各学校の施設を利用しているが、暗くなってきた時などの安全面の配慮はどのようにしているのか、と質問

青少年課長が

下校については、帰宅時間を夏と冬でずらしたり、6時以降は親御さんに迎えに来てもらったりしている。また、照明等については、人が居る時はセンサーで感知し、暗くならないようにしている、と回答

委員が

危険は未然に防止して十分安全に配慮し、責任を持って放課後児童会の運営を行ってほしい、と要望

委員が

体育施設整備事業の中で、暁風館とあるが、これはどのような施設か、と質問

生涯スポーツ課長が

袖ヶ浦体育館横にある建物で、一階が財団法人習志野市スポーツ振興協会の事務室、2階が会議室等に使用している、と回答

委員が

給食センター運営費の事業概要にある、高所清掃委託とは何か、と質問

学校教育課長が

高い部分の清掃を委託するものである、と回答

委員が

幼稚園整備事業で、大久保東幼稚園、屋敷幼稚園、新栄幼稚園に駐車場を整備するとあるが、何台くらい停められる駐車場とするのか、また、バスの整備もするのか、と質問

学校教育部主幹が

各幼稚園の敷地等によって異なるが、5台くらいは確保したいと考えている。バスについては、まだ、具体的なことは検討中である、と回答

委員が

先ほどの幼稚園運営費の第三者評価事業であるが、2年契約で保育所、幼稚園等を併せた24施設を評価するとなっている。しかし、来年予算計上されているのは、幼稚園の5施設だけである。その他は再来年予算計上するのか、と質問

学校教育部主幹が

保育所の11施設、こども園の2施設については、民生費で予算計上している。よって、残りの幼稚園5施設を来年、6施設を再来年予算計上する予定である、と回答

委員が

この評価は義務化されたものか、と質問

学校教育部主幹が

義務化されたものではない、と回答

委員が

体育施設管理運営費で、(仮)芝園公園スポーツ施設のことが記載されているが、公の大会等を企画した時の使用の優先順位などはあるのか、と質問

生涯スポーツ課長が

市が主催する大会、体育協会に所属している各競技団体が主催する大会などについては、優先的に確保する、と回答

委員が

その調整は、指定管理者が行うのか、と質問

生涯スポーツ課長が

指定管理者に委託している他のスポーツ施設についてはその通りだが、(仮)芝園公園スポーツ施設は、指定管理者に委託していないので、生涯スポーツ課が主体となって、財団法人習志野市スポーツ振興協会等と調整を行っていく、と回答

委員が

(仮)芝園公園スポーツ施設は、今後、指定管理者に委託するのか、と質問

生涯学習部次長が

当初は市の直営で行い、その後の詳細については、まだ検討中である、と回答

委員が

そうすると、運営当初の(仮)芝園公園スポーツ施設についての窓口は、生涯スポーツ課になるのか、と質問

生涯学習部次長が

そのとおりである、と回答

委員が

平成23年度に見直しを検討している英語指導助手招請事業で、英語指導助手の人数が11名から7名に削減されているが、その理由は、と質問

指導課長が

人数が削減されるのは、中学校の英語指導助手で7名から3名である。中学校では、会話の授業だけでなく、文法、読解、記述などの授業も行っているため、英語指導助手との授業は全体の半分ぐらいである。よって英語指導助手の配置を見直し、削減した、と回答

委員が

委託から派遣、直接雇用に変更した理由は何か、と質問

指導課長が

委託の場合は、業務を業者に委託するので、直接、英語指導助手に指導が出来ない又は、教員と英語指導助手と一緒に授業を作り上げていけない等の不都合がある。しかし、派遣や直接雇用の場合は、このような不都合が解消できる、と回答

委員が

経費削減という立場からはどうなのか、と質問

指導課長が

人数は減少するが単価が上がるため、今年度並みの予算額計上となる、と回答

委員が

同じく見直しを検討している生涯学習推進事業で、市民カレッジ授業料を新設して1人年間1万円を受益者負担としているが、既存の受講生との区別はどのようにするのか、と質問

社会教育課長が

授業料を徴収するのは、平成23年度からの新規受講者のみであるため、徴収した授業料は、新規受講者のために使用する、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

委員長が

平成22年習志野市教育委員会第11回定例会の閉会を宣言